

手数料に関する事項（有料職業紹介事業）

株式会社ジャパン・アシスタンスは、職業安定法第 32 条の 3 に基づき、以下の手数料を申し受けます。

■ 求人者（事業主）から徴収する手数料 成功報酬型とし、求職者の採用が成立した場合に限り、当該求職者の理論年収の 30%以下、または 25 万円以下のどちらか高い方を紹介手数料として申し受けます。

■ 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談、助言サービス（職業紹介の付加サービス） 当該求職者の理論年収の 30%以下、または 25 万円以下のどちらか高い方を紹介手数料として申し受けます。

※理論年収とは、基本給、諸手当、賞与等を含めた年間の想定支給額を指します。

■ 求職者からの手数料 求職者からは、一切手数料を徴収いたしません。

■ 手数料の支払時期 入社日を基準として請求し、請求書発行後、別途契約に定める期日までにお支払いいただきます。

■ 取扱職種は、全職種、主に介護・福祉関連職種の職業紹介を行います。本手数料表は、有料職業紹介事業の適正な運営のため公開するものです。